

公 印 省 略
産第30265-613号
令和4年1月5日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の開始について

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年1月4日（火）に開催しました、第71回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染の不安を感じる無症状者に対する検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の開始を決定しました。

貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

-検査受検の要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）-

- 1 要請内容
感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること
- 2 対象者
無症状の方で感染に不安を感じる県内在住の方
- 3 区域
県内全域
- 4 期間
令和4年1月5日（水）から令和4年1月31日（月）まで

※群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請（1月1日（土）以降）に変更点はありませぬ。

※無料検査の詳細については、県ホームページを御確認ください。

「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について」

URL : https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00456.html

【問い合わせ先】

(新型コロナウイルス検査促進事業の実施に関すること)

担当：感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理第二係 027-226-3371

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容に関すること)

担当：危機管理課 感染症対策調整係 027-226-2420

(その他)

担当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 027-226-3326